

見積書提出依頼

平成30年3月13日(火)13:30

件名	平成30年度宮古運輸事務所の機械設備保守管理業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること。
見積書提出期限	平成30年3月20日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部会計課 支出負担行為第2係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 宮古運輸事務所 普天間 TEL:0980-72-4990
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください)。 ※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件と致します。 (1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 (2)オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3)見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記について御留意下さい。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4)年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意下さい。 (5)支払いは年2回(半年毎)払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。請求書は各入居官署(陸運事務所、独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所)に対し分担額に応じて提出するものとする。 (6)仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡下さい。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成30年度 宮古運輸事務所の機械設備保守管理業務 仕様書

契約期間：平成30年4月2日～平成31年3月31日

履行業務：①空調設備機器保守点検業務
②浄化槽維持管理業務

実施場所：沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(独立行政法人自動車技術総合機構宮古事務所)
沖縄県宮古島市平良字下里1037-1

【仕様 ①】

1. 適用

この仕様書は、沖縄総合事務局宮古運輸事務所及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する空調設備機器保守点検業務に適用する。
また、業務の履行については、契約書等によるもののほか、この仕様書の定めることによる。

なお、契約は、沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受注者との三者契約とする。

2. 契約期間

平成30年4月2日～平成31年3月31日

3. 契約の対象物

名称 沖縄総合事務局宮古運輸事務所

所在地 宮古島市平良字下里1037-1

対象設備

事務室 (A)	ACP-1パッケージ型空調機	1台
事務室 (B)	ACP-8パッケージ型空調機	1台
事務室 (C)	ACP-2パッケージ型空調機	1台
客溜り	ACP-4パッケージ型空調機	1台
会議室	ACP-5パッケージ型空調機	1台
休憩室	ACP-6パッケージ型空調機	1台
制御室	ACP-3パッケージ型空調機	1台
検査場ピット	ACP-7スポットエアコン	2台

4. 業務内容

当該所在地に設置してある空調設備機器の機能保全のため技術員を派遣し、下記のとおり保守業務を行う。

(1) 点検時期

保守点検は、年4回（5月・7月・9月・11月）とする。

また、2月にフロンガス排出抑制法に基づく簡易点検を実施する。

(2) 保守業務内容

- (i) 自動制御装置の点検調整
- (ii) 電気関係の絶縁測定
- (iii) 運転状態の確認
- (iv) 冷媒漏れの点検
- (v) 送風機の点検
- (vi) 機械清掃

5. その他

(1) 業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこととする。

(3) 当該事務所での作業終了後、保守点検票を提出すること。

【仕様 ②】

1. 適用

この仕様書は、沖縄総合事務局宮古運輸事務所及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する浄化槽維持管理業務に適用する。

また、業務の履行については、契約書によるもののほか、この仕様書の定めることによる。

なお、契約は、沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受注者との三者契約とする。

2. 契約期間

平成30年4月2日～平成31年3月31日

3. 契約の対象物

名称 沖縄総合事務局宮古運輸事務所

所在地 宮古島市平良字下里1037-1

管理する浄化槽の規模 20人槽（接触ばっ気方式）

4. 業務内容

当該所在地に設置してある浄化槽の維持管理のため技術員を派遣し、下記のとおり保守業務を行う。

(1) 点検時期

保守点検は、月1回とする。

(2) 保守業務内容

浄化槽法関係省令内の環境省関係浄化槽法施行規則第一章に基づき、浄化槽装置、機器類の保守点検及び機能の維持管理、水質管理、消毒等を行う。

(3) その他

保守点検は、通常の浄化槽（一次・二次）に加え、水質改善のための追加施設「三次処理槽」も含む。また、浄化後の浄化水の放流先を地下浸透ではなく蒸発散槽としているため、蒸発散槽の保守点検（年1回は槽内の高圧洗浄を実施）も含む。

5. その他

(1) 業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこととする。

(3) 当該事務所での作業終了後、保守点検票を提出すること。

【受注者の責務】

(1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(2) 障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。